

北九州市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

令和4年6月22日に公布された高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下「改正高圧法」という。）の一部が、附則第1条第4号の規定により令和8年12月21日に施行される。これに伴い、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第39条の2から第39条の12までが削除され、条ずれが生じるため、当該条項を引用する部分を改正するもの。

2 改正内容

別表第140号の33中「同法第39条の22第1項」を「同法第39条の11第1項」に改める。

3 施行期日

令和8年12月21日

議案第 1 1 3 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正理由

消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 2 4 条第 1 項の規定等により、非常勤の消防団員等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号。以下「基準政令」という。）で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償（以下「公務災害補償」という。）しなければならないとされている。

これを受け、本市では、基準政令で定める基準に従い、北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 3 0 号。以下「条例」という。）において、非常勤の消防団員等に係る公務災害補償（療養補償及び介護補償を除く。）の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」という。）を定める等により、非常勤の消防団員等又はその者の遺族に対する公務災害補償を行っている。

この度、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六一〇（職員の災害補償）」（昭和 4 8 年人事院規則 16-0。）第 31 条第 1 項で規定する葬祭補償の額が改定された。

これを受け、基準政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額（規則第 31 条第 1 項を参考に規定しているもの）の改定が行われることとなったため、条例の関係規定について所要の改正を行うもの。

2 改正内容（条例第 1 6 条関係）

第 1 6 条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定する。

3 1 5, 0 0 0 円 → 3 3 0, 0 0 0 円

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の条例第 1 6 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

4 経過措置

改正後の条例第16条の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた条例第2条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

5 内払

適用日以後の期間に係る葬祭補償であって、改正前の条例の規定による金額により支給されたものの支払は、改正後の条例の規定により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

報告(技術監理局提出議案 消防局所管分)

財産の取得について

議案第 114 号

1 高規格救急自動車の取得について

- | | |
|-------------|---|
| (1)数量 | 3台 |
| (2)買い入れ予定金額 | 123,750,000円 |
| (3)取得の相手方 | 福岡トヨタ自動車株式会社 北九州本店
(北九州市小倉北区貴船町2番2号) |

議案第115号

2 普通消防ポンプ自動車(非常備用)の取得について

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1)数量 | 4台 |
| (2)買い入れ予定金額 | 85,800,000円 |
| (3)取得の相手方 | 株式会社Dry
(北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号) |